

## 山北町観光マスタープラン基礎調査業務委託仕様書

### 1 委託業務名

山北町観光マスタープラン基礎調査業務（以下「業務」という。）

### 2 業務の目的

山北町は、町域の約9割が丹沢大山国定公園や県立自然公園を含む森林地域で、豊かな自然環境や温泉、古くから受け継がれる歴史や文化財等、豊富な観光資源を有し、首都圏近郊の観光レクリエーションの場となっている。

一方、コロナ禍を経て、インバウンド需要の拡大や旅行スタイルの多様化等、観光を取り巻く状況は大きく変化してきている。山北町においても、今後予定されている新東名高速道路（仮称）山北スマートインターチェンジの供用開始に伴い、首都圏からのアクセス性が向上し、観光交流人口や関係人口の創出が期待される一方で、観光地への過度な集中等により、地域社会や環境に悪影響を及ぼすオーバーツーリズムも懸念されるところである。

このような背景を踏まえ、本業務では、山北町の観光振興に関する現状分析や課題の整理等を行い、観光を取り巻く社会情勢の変化や観光客ニーズの多様化を踏まえ、山北町の地域特性を活かした持続可能かつ戦略的な観光施策の方向性を取りまとめる山北町観光マスタープランを策定するための基礎調査を行うことを目的とする。

### 3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 業務内容

#### （1）関連資料の収集、整理及び分析

ア 人口、世帯数をはじめとする基礎的な統計資料を取りまとめるほか、国、神奈川県との関連計画等の資料整理や、山北町と他自治体との観光関連データの比較分析により、山北町の観光を取り巻く状況を取りまとめる。

イ 山北町の観光資源（自然、歴史、文化、食、体験、イベント等）の現況調査及び課題と改善に向けた分析を行う。

#### （2）現行マスタープランの検証

ア 現行マスタープランの進捗状況の把握や、山北町の上位計画及び関連計画との整合性を整理するとともに、課題等について検証を行う。

#### （3）アンケート調査

ア 首都圏在住者を対象とし、山北町の観光に関する認知度、興味・関心、来訪実態、来訪意向等を把握するため、WEBによるアンケート調査を実施する。

イ 町民を対象とし、山北町の観光への取り組み等に対して意見をお聞きし、観光振興への取り組みに活かしていくため、WEBによるアンケート調査を実施する。

(4) 関係者ヒアリング

観光事業者（飲食、交通、体験事業者等）、観光協会、商工会等関係団体及び行政関係部署へのヒアリングを実施する。

(5) その他

次期マスタープランの策定に必要な支援、助言及び資料提供等を行う。

(6) 基礎調査結果報告書の作成

ア 上記（１）～（５）の結果を取りまとめる。

イ 山北町が目指すべき観光の方向性を、次の視点で整理する。

- ・観光振興の基本理念及びテーマ・コンセプト
- ・観光資源の方向性と活用戦略
- ・インバウンド誘客及び情報発信施策の方向性
- ・広域連携及び周遊・滞在型観光の可能性 等

5 成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。なお、電子データは、PDF 形式及び修正可能なファイル形式とし、電子記録媒体に保存して提出すること。

- (1) 山北町観光マスタープラン基礎調査結果報告書 1 部
- (2) 収集、整理及び分析データ
- (3) アンケート及びヒアリング記録
- (4) 上記電子データ 一式

6 受託者の責務

- (1) 受託者は、観光分野における専門的な知識、能力及び技術を有するとともに、本業務全体を通して円滑に遂行できる者を管理責任者に定めること。
- (2) 受託者は、山北町の観光資源、地域特性等について十分な知見を有し、山北町の実情を踏まえた調査設計、分析及び施策提案ができる者を配置すること。
- (3) 本業務の実施にあたっては、必要に応じて、観光協会をはじめとする観光関係団体等との連携を図ること。

7 業務計画書の作成

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに業務計画書（業務方針、実施内容、実施スケジュール等）を作成し、山北町の承認を得ること。
- (2) 業務計画書の内容を変更する場合は、あらかじめ理由を明らかにしたうえで、山北町の承諾を得なければならない。また、承諾を得た後、速やかに変更業務計画書を提出するものとする。

8 再委託等の制限

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）をしてはならない。

- (2) 本業務の一部を再委託する場合は、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、概算金額、再委託先に対する管理方法等を記載した書面を山北町に提出し、承諾を得なければならない。また、再委託の内容を変更しようとする時も同様とする。
- (3) 再委託した業務に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

## 9 個人情報の保護及び秘密の保持

本業務（再委託した場合を含む。）を履行するうえで個人情報を扱う場合は、山北町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月9日条例第36号）を含む関係法令を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」の規定を遵守すること。なお、個人情報保護の取扱いについて疑義がある場合は、山北町と協議すること。

## 10 その他

- (1) 本業務の実施により得られた成果品等に関する著作権は、すべて山北町に帰属するものとする。なお、受託者は山北町の承諾を得ることなく、他に公表、貸与、使用、複写等をしてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施により、知り得た全ての情報を他に漏らしてはならない。なお、本契約の満了後又は解除後においても同様とする。
- (3) 受託者の責に帰すべき事由により、山北町又は第三者に損害を及ぼしたときには、受託者がその損害を賠償すること。
- (4) 受託者は、個人情報の適切な取扱いを保証（プライバシーマーク等）できること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項等については、山北町と受託者が協議のうえ定めるものとする。

(別記)

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受託者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

- 3 受託者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においても業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知徹底しなければならない。

(適正な管理)

- 4 受託者は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

- 5 受託者は、業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

- 6 受託者は、本町の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を、当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

- 7 受託者は、本町の指示又は承諾があるときを除き、業務を処理するために本町から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 8 受託者は、業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、本町の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

- 9 受託者は、業務を処理するために本町から貸与され、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、契約の終了後直ちに本町に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、本町が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

- 10 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに本町に報告し、指示に従うものとする。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

- 11 本町は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。